# 「監査基準の改訂について (公開草案)」に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成30年5月8日付けで企業会計審議会監査部会から公表された「監査基準の改訂について(公開草案)」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。御検討くださいますようお願い申し上げます。

### 1. はじめに

監査人の監査報告書に「監査上の主要な検討事項」を記載することは、監査報告書の利用者に対する情報提供の観点から有意義なものと考える。ただし、真に実効性のある制度として定着させるためには、監査基準の改訂だけではなく、実務上の手続を明確にすることが重要であり、特に監査役等は、「監査上の主要な検討事項」の選定過程において監査人との密接な連携が求められている。実務に当たっての指針は、日本公認会計士協会を中心に作成されるものと了解するが、当協会としても状況を注視していきたい。

なお、「監査上の主要な検討事項」を記載することの効果の一つとして、監査役等と監査人の連携の深化が挙げられているが、監査計画策定の段階から緊密な連携が求められることについては、従前のとおりと理解している。

今回の監査基準の改訂により、金融商品取引法上の監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載が求められることとなるが、円滑な導入を実現するためには、当初は適用対象となる会社を更に絞り段階的に広げていくことも考えられる。また、会社法上の監査報告書については従前と変わらず任意となっており¹、「監査上の主要な検討事項」の取扱いが金融商品取引法上の監査報告書と会社法上の監査報告書で相違することとなる。実務を考えると監査報告書の一元化を検討すべきである。

また、監査報告書にとどまらず開示制度等の会社法上及び金融商品取引法 上での取扱いに整合性が取れていない事項について、一元化に向けた検討を 行うことが、経営者・監査役等・監査人の負担軽減につながり、また、制度 の実効性向上の観点からも望ましい。

<sup>1</sup> 企業会計審議会第 42 回監査部会 竹林幹事回答(平成 30 年 4 月 24 日)

## 2. 公開草案について

### 前文

- 二 主な改訂点とその考え方
- 1 「監査上の主要な検討事項」について
- (5) 「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係
- 意見 企業の未公表の情報の取扱いに関して、「監査上の主要な検討事項」 と決定された事項について、監査報告書への記載を要しない場合及 び記載する場合の留意事項につき、今後作成が予定されている実務 指針等において具体例を明示するなど、実務上の運用を円滑にする ための工夫を行うべきである。
- 理由 本草案では、「監査上の主要な検討事項」と決定された事項について、監査人が会社に追加的情報の開示を促した場合において経営者が情報を開示しない場合、「「監査上の主要な検討事項」の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、「監査上の主要な検討事項」として記載することが適切である」とされ、該当する場合は監査人の守秘義務が解除されるものとされている。また、監査役等は経営者に追加的情報の開示を促す役割が期待されている。実務において、「監査上の主要な検討事項」として記載されることが適切であるかを判断するには、「企業又は社会にもたらされる不利益」と「公共の利益」の比較衡量が必要になるが、抽象的な表現であるため関係者間で解釈の相違を惹起するおそれがあることから、今後作成が予定されている実務指針等で具体例を示すなど、実務上の運用を円滑にするための工夫を行うべきである。

#### 監査基準(案)

#### 第四 報告基準

- 三 無限定適正意見の記載事項
  - (3) 経営者及び監査役等の責任
  - 意見 監査役等が財務報告プロセスの監視責任を負う根拠が、会社法上 求められている取締役の職務執行を監査することにあることを明示 すべきである。
  - 理由 本論点は前述の会社法上と金融商品取引法上の取扱いの一元化と も関連する。監査基準の根拠法規である金融商品取引法において監 査役等の責務が明示されるべきであるが、金融商品取引法において 監査役等の責務が規定されていない現状では、監査基準に基づき監 査報告書に監査役等の責任を明示する際に、その責任の根拠が会社

法上の監査役等の責務にあることを明示すべきである。明示により 責任の根拠が明確となることは、監査報告書の利用者にとっても有 用と思料する。

## 3. おわりに

会計監査の実効性を向上させるためには、本件監査基準の改訂のような新たな制度の導入ばかりではなく、四半期報告制度等の現状運用されている制度や取組を見直し、選択と集中を図り、経営者・監査役等・監査人が重要な業務に集中できる体制を構築すべきであり、そのための取組を大いに期待する。

以 上